

改正

平成9年12月19日条例第61号

平成11年7月14日条例第19号

平成26年4月1日用字用語整備施行

高松市表彰条例

第1条 この条例は、本市の公益の増進に寄与し又は市政の振興発展に尽力し、功労顕著な者を表彰することを目的とする。

第2条 前条の規定は、功労があると認められる団体に対しても、これを準用する。

第3条 表彰は、市長が表彰状及び記念品を贈り、これを行なう。

第4条 市長の諮問に応じ、表彰の適否を審査するため、高松市表彰審査委員会（以下「委員会」という。）をおく。

第5条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者のうちから、市長が委嘱する。

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年12月19日条例第61号）

この条例は、平成10年1月11日から施行する。

附 則（平成11年7月14日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。